



Ver. 1.1

高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	いの町温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト ～森林整備で清流仁淀川を守ります～
プロジェクト 代表事業者名	高知県の町長 塩田 始



提出日 2011年 9月27日 Ver.1.0

受理日 2011年 9月29日 Ver.1.0

提出日 2011年11月10日 Ver.1.1

最終版提出日 2011年11月18日 Ver.1.1

A: 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	いの町 (イノチョウ)		
住所	〒781-2192 高知県吾川郡いの町 1700-1		
代表者氏名	いの町長 塩田 始	担当者氏名	野村考宏
担当者所属	吾北総合支所 産業課	担当者役職	副参事
担当者 E-mail	t-nomura@town.ino.lg.jp	担当者電話番号	088-867-2313
プロジェクトでの役割	プロジェクト申請、モニタリング申請、クレジット取得、QAQC体制の整備		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	高知中央森林組合 (コウチチュウオウシンリンクミアイ)		
住所	〒781-2321 高知県吾川郡いの町小川東津賀才 84-1		
代表者氏名	代表理事組合長 西内徳幸	担当者氏名	西川良二
担当者所属	伊野支所	担当者役職	支所長補佐
担当者 E-mail	kcs-ino@eagle.ocn.ne.jp	担当者電話番号	088-892-2314
プロジェクトでの役割	森林施業(間伐)、モニタリング、教育訓練の実施		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	ニッポン高度紙工業株式会社 (ニッポンコウドシコウギョウカブシキガイシャ)		
住所	〒781-0395 高知県高知市春野町弘岡上 648		
代表者氏名	代表取締役社長 鎮西正一郎	担当者氏名	岩松潤二
担当者所属	管理本部付	担当者役職	専任部長
担当者 E-mail	iwamatsu@kodoshi.co.jp	担当者電話番号	0887-35-8500
プロジェクトでの役割	協働の森パートナー企業(協賛金の提供)		
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	いの町 (イノチョウ)		
オフセット・クレジット 口座番号 ※6	未取得		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: _____いの町_____		

ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☐ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 ☒ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています。 類似制度名: <u>高知県協働の森CO2 吸収認証制度</u> ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 ☒ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 <u>理由:プロジェクト対象地(いの町中追字硫黄ノ平 1308 外 5:12.31ha、いの町勝賀瀬字三ツ内 3613-11:2.22ha)については、ニッポン高度紙工業株式会社との協働の森パートナーズ協定対象森林(協定期間:平成 23 年 10 月 14 日から平成 26 年 10 月 13 日まで)であるが、高知県 CO2 吸収認証制度による CO2 吸収証書発行を希望していないことを確認している。なお、プロジェクト対象地を含む森林施設計画対象森林の一部には、(株)加寿翁コーポレーションとの協働の森パートナーズ協定対象森林(協定期間:平成 23 年 10 月 7 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)を含むが、高知県 CO2 吸収認証制度による CO2 吸収証書発行を希望していることからプロジェクト対象地とはしていない。</u> 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 ☐ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☒ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値が高知県オフセットクレジット(高知県 J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。
-----------------------	---

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 ☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。 ☐ ホームページ ホームページ URL: _____ ☐ 出版物 (環境報告書/定期刊行物) ☐ その他 具体的に: _____ ☒ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。 【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】 ☒ 公的な報告・公表制度には参加していません。 ☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。 ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____ ☐ その他 具体的に: _____ ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。 ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。 ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。
--	---

- ※1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: 高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6: オフセット・クレジット口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7: 高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。

B:プロジェクト活動の概要①

B.1プロジェクト活動

項目

B.1.1プロジェクトの目的及び内容

【目的】

我が国の森林は、戦後造成された人工林を中心に資源として量的に充実しつつあるが、施業集約化や路網整備、機械化の立ち後れ等による林業採算性の低下等から森林所有者の林業離れが進み、資源が十分に活用されないばかりか、必要な施業が行われず森林の有する多面的機能の発揮が損なわれ、荒廃さえ危惧される状況になっている。当プロジェクトでは、森林整備の推進を図ることによって森林による二酸化炭素吸収量を増大させるとともに、この二酸化炭素吸収増大量を金銭価値化（クレジット化）し売却することによって得ることが期待される資金を森林整備に係る費用の一部として還流させることで、森林整備の加速化に資することを目的としている。

なお、森林から木材等を生産する林業は、その生産活動を通じ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用の確保に貢献する産業である。森林整備の加速化による事業量の確保に伴い、林業の活性化にも資することも期待される。

【内容】

当プロジェクトは、高知県吾川郡いの町に位置する当町町有林のうち 21.64ha をプロジェクト対象地とし、森林施業計画に基づき間伐を実施することとしている。

当プロジェクト実行に当たっての背景には、我が国の林業の採算性の低さがある。つまり、育林経費が高く、植栽から伐採までの長期にわたる投資に見合った収入を得ることが困難な状況にあることから、特に、森林の有する多面的な機能の発揮のために欠かせない間伐施業の遅れが深刻な問題となっている。

B.1.2プロジェクト実施前の状況

【森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)】

森林施業計画対象森林における齢級配置

(森林施業計画(認定番号22-1-1(変1-23))から抜粋)

齢級	樹種			
	スギ		ヒノキ	
	面積(ha)	材積(m3)	面積(ha)	材積(m3)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	—	—	—	—
5	—	—	—	—
6	—	—	—	—
7	2.14	736	4.97	1,195
8	—	—	25.46	7,035
9	37.23	16,376	17.25	5,200
10	71.92	32,981	53.87	16,432
11	17.63	8,768	15.12	5,122
12	3.57	2,010	8.74	3,298
13	—	—	—	—
14	1.16	733	1.73	652
合計	133.65	61,604	127.14	38,934

(1)背景

当町の総土地面積は 47,071ha、このうち森林面積が 42,543ha と、いずれも高知県内 34 市町村中 4 番目の面積を有し、森林率にあっては 90%と高知県の森林率 84%を大きく上回っている。また、森林面積のうち民有林面積は 30,648ha となっており、このうち人工林が 66%を占めている。さらに、民有林人工林面積のうち、10 齢級以上の面積は 67%を占めており、当町には充実した豊富な森林資源が存在している。

しかしながら、林業の採算性の低さを要因にした森林所有者の森林整備への意欲の低下とともに、不在村所有者及び境界不明瞭の森林の増加に見られるように、森林への関心そのものも失われつつある。このような状況の中、適正な森林管理がなされていない荒廃森林(図 1)の増加により、森林の有する多面的な機能が十分に発揮できなくなるおそれがある。



図 1 荒廃森林

(2)町の取組の現状

① 町有林の整備の推進

当町においては、町有林を対象に森林施業計画を順次策定し、厳しい財政状況の中ではあるが、補助金及び環境先進企業による協賛金といった外部資金を活用しつつ、間伐による森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的な機能の高度発揮に向けた取組を実施しているところである。



図 2 間伐による森林整備(町有林)

② 「協働の森づくり事業」の推進

当町においては、環境先進企業、高知県及び当町との三者による「協働の森」パートナーズ協定を、高知県第 1 号を含む 5 協定を締結しており、環境先進企業からの協賛金を活用しつつ、森林整備及び環境先進企業と地域住民との交流に積極的に取り組んでいるところである。

なお、当プロジェクト対象地については、ニッポン高度紙工業株式会社との協

働の森パートナーズ協定の協定対象森林に含まれている。



図 3 CSR活動と地域交流

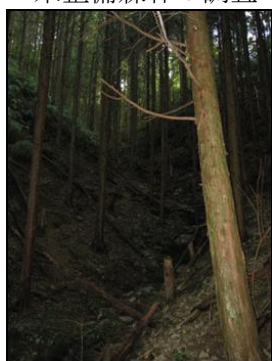
③ 町単独事業の推進

当町においては、間伐による森林整備を推進するため、町独自の事業『「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業』を展開している。これは、当町が高知市の水源地の役割を担っていることから、高知市からの「仁淀川水質等環境保全対策費」を財源に、森林所有者の「自己負担ゼロ」となる補助制度を設け、森林整備、特に間伐を推進し、森林の有する多面的機能のうち、水源涵養機能の高度発揮に資することを目的にしている。

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

(1) プロジェクト活動の流れ

1 未整備森林の調査 → 2 間伐の実施 → 3 健全な森林 CO2 吸収量確保



作業手順の紹介

間伐作業



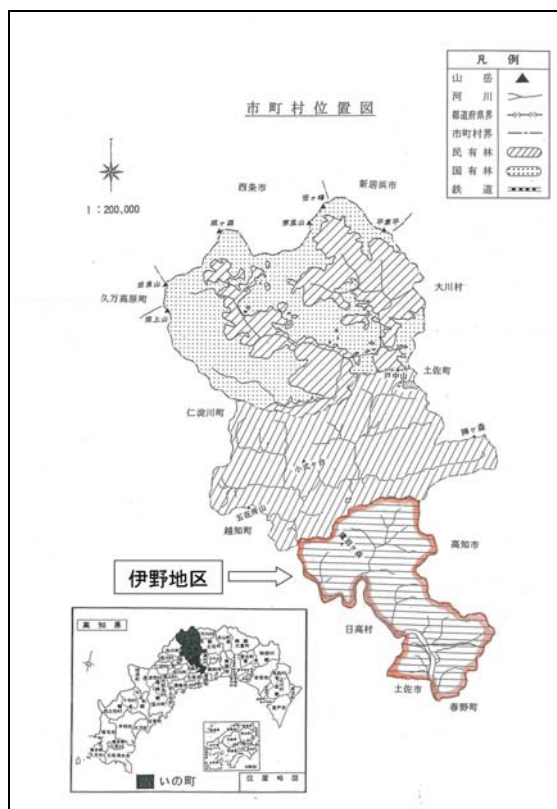
	(2) 吸収の達成手段 二酸化炭素吸収量を増大させるため、間伐施業を実施することとするが、その方法等は以下のとおりである。 ① 間伐方法 以下のいずれかの方法を現地の状況等を勘案し選択するものとする。 ア 定性間伐(単木間伐) 林冠の優劣や幹の欠点等により、あらかじめ伐採木(単木)を決めておく間伐法である。間伐の方法として最も一般的なものである。 イ 列状間伐 機械的間伐方法の一つで、間伐作業の低コスト化を図るため伐採や搬出に都合の良い列状に間伐を行う方法である。 ② 間伐率 本数間伐率 30%又は 40%により実施することとする。 ③ ゾーニング区分 当町においては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じ、水土保持林(保全型・活用型)、森林と人との共生林及び資源の循環利用林に森林を区分し、区分毎に望ましい森林資源の姿に誘導するための森林整備を推進することとしている。 当プロジェクト対象地は、全て水土保持林(活用型)に区分されており、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備及び保全を図ることとしている。 (3) 森林施業計画の更新 当プロジェクト対象地においては、持続的で適正な森林管理を行うため、当プロジェクト期間終了後 10 年間の平成 35 年 3 月 31 日まで森林施業計画(平成 24 年度以降は森林経営計画に移行予定)を更新・樹立する。 (4) 間伐材の流通 当プロジェクトによって発生する間伐材については、林内路網の有無、架線敷設の可能性等を総合的に判断し、採算性が見込まれる場合にあっては搬出を行い用材等として最大限活用する。
--	--

B.2 採用 技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))	
	機器名	メーカー名
	耐用年数	導入時期
	備考	
	MobileMapperPro (モバイルマップ ープロ)	Thales Navigation 社
	5 年	平成 19 年 5 月
位置測定器 位置精度:1m		
TruPulse360B (ト ウ ル ー パ ル ス 360B)	Laser Technology 社	
5 年	平成 23 年 12 月 (購入予定)	
面積測量器 精度:方位角±1 度, 傾斜角±0.25 度		
VertexIV,トランス ポンダー-T3	Haglof 社	
5 年	平成 23 年 9 月	
樹高測定器, 距離測 定器 高さ分解能:0.1m 距離精度:1%		
ダイヤモンドル ール	KDS	
5 年	平成 23 年 9 月	
胸高直径測定器		
耐用年数の経過した機器については、別途手順書を定め、使用前キャリブレーションを実施することで正確な測定値が確保できるように努めることとする。		
B.3 プロジェ クト 実施場所	実施事業所 名	高知中央森林組合
	住所	高知県吾川郡いの町小川東津賀才 84-1

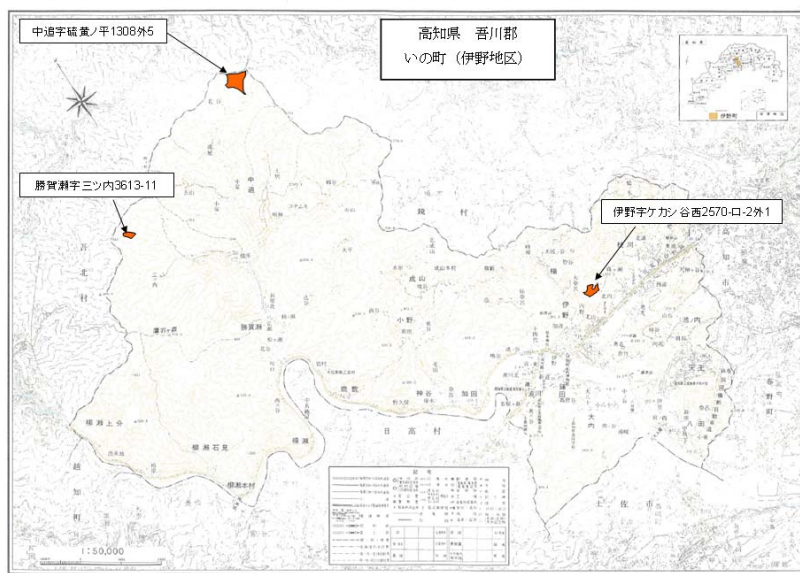
	森林所在地	森林施業計画(認定番号22-1-1(変1-23)) 認定日:平成 23 年 1 月 4 日 変更認定日:平成 23 年 9 月 2 日 計画期間:平成 23 年 1 月 5 日~平成 28 年 1 月 4 日 別添資料1のとおり 当プロジェクトは、プロジェクト代表事業者である当町の所有する森林施業計画の認定森林を対象とするものであるが、この森林施業計画の対象森林の一部にプロジェクト参加者以外の企業((株)加寿翁コーポレーション、以下「(株)加寿翁」という。)との協働の森づくり事業の協定森林がある。 (株)加寿翁については、高知県協働の森 CO2 吸収認証制度による CO2 吸収証書の発行を希望していることから、二重認証に関するダブルカウントの防止措置をとるためプロジェクト対象地から除外している。また、分収林についても、プロジェクト対象地から除外している。 【いの町位置図】  (いの町観光ガイド(2010)からの転載)
--	--------------	--

概要

【いの町全図】



【プロジェクト対象地位置図】(資料 3-1 のとおり)



B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2011 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日 (2 年 0 ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2011 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	0	86	126	213
B.7 モニタリング報 告の頻度		年 1 回を予定					
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / <u>申請中</u> / 検討中 / 受給しない (2012年度分については検討中)					
	補助事業名称	高知県森林整備加速化事業費補助金					
	補助金額 (申請額含む)	4, 881, 000円					
	補助対象年月日	2011 年 9 月 21 日 ～ 2012 年 1 月 31 日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	資料1-Sのとおり					
B.9 他制度への申 請 ※3		申請の有無 (いずれかに○)		<u>有</u> / 無			

	制度名 (有の場合のみ)	協働の森づくり事業 当町では、平成 23 年 10 月 14 日にニッポン高度紙工業株式会社と高知県との三者による協働の森づくり事業「ニッポン高度紙工業・輪の森」パートナーズ協定を締結しており、当プロジェクト対象地の森林整備に係る事業費の一部は、当該企業の協賛金により実施されることとなる。この場合、高知県 CO2 吸収認証制度の対象となるが、証書発行申請の希望がないことを確認している。 また、当該森林整備計画対象森林においては、(株)加寿翁とも同様の協定を締結しているところであるが、CO2 吸収証書の発行を希望していることから、当プロジェクト対象地とはしていない。
備考	プロジェクト遂行に影響を及ぼすリスクとして豪雨、台風等に伴う風倒、土砂崩れ、ナラタケ病、ニホンキバチ、ニホンジカなどによる病虫害、人為的、自然発生的山林火災が考えられる。 当プロジェクト対象地においては、定期的に巡回することで、未然に防ぐことが可能なリスクに対処することとするが、突発的な自然災害においては、森林国営保険によるてん補、その他については自力の植栽を実施することで、災害に対するリスクに備えることとしている。	

※1:クレジット期間は、2008 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日の間で設定すること。

※2:想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てすること。

※3:海外の VER 制度や都道府県等の CO2 吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. <u>R001Ver.4.1</u>
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	当プロジェクト対象地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから森林法第5条に定める森林である。
	C.2.2 条件2	当該森林は、全て森林施業計画対象森林であるが、分収林及び他の認証制度の対象となる箇所を含むため、森林施業計画単位での申請が困難であることから、これらの箇所を除外して当プロジェクト対象地としている。 なお、クレジット発行対象期間内に当該森林の転用、主伐は計画されていない。 さらに、当プロジェクトは、2007年4月1日以降の森林施業計画に基づき施業（間伐）が計画されているものであり、その計画期間は2013年3月31日までの計画策定がされている。
	C.2.3 条件3	別添森林施業計画書（写）に添付されている森林施業計画認定書のとおり、いの町から認定を受けている。 当プロジェクトは、この計画に基づき森林管理活動を実施し、第三者が検証することとしている。 ■ 森林施業計画 いの町長 認定番号 22-1-1（変1-23） 認定日：平成23年1月4日 変更認定日：平成23年9月2日 期間：平成23年1月5日～平成28年1月4日

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)	
		準拠の説明	説明
		☐ 全く準拠しない	
		☐ 一部準拠しない*	
		☒ 全て準拠する	
		注) 全て準拠する場合は、説明は不要。	

C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	(高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)		
	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
	活動量	☐ 森林 GIS	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.3.0 のⅡ-5 【活動量のモニタリング】パターン2 のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。
		☒ 実測	
	拡大係数	☐ 実測	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.3.0 のⅡ-6 【各係数のモニタリング】パターン2 のとおり「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報 に関する報告書」に基づき同ガイド ラインⅡ-29 の係数を使用する。
☒ 公表資料、学術論文等			
収穫予想表	☐ システム収穫表 (LYCS 等)	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.3.0 のⅡ-6,7<収穫予想表>パターン2により平成 19 年 6 月 29 日付 19 高森推第 225 号で通知のあった長伐期森林施業指針のデータとして高知県民有林収穫表(スギ・ヒノキ)(資料4)を使用する。なお、年間成長量算定の際は、同収穫表のデータ版を使用するため、資料 4 で提示した収穫表の表記内容とずれが生じる場合がある。	
	☒ 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)		

C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)	
		このプロジェクトが実施されなかった場合、対象地である当町町有林については、財政難から森林の整備に係る多額の経費を予算化することができず、森林を適切な状態に保つために必要な間伐が実施されない。	
		(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)	
		データの信頼性・入手可能性	説明
		☐ 低い	
		☒ 低くない	
		(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)	
		施業計画通りに実施しない可能性	説明
		☐ 可能性がある	
		☒ 可能性がない	
		(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)	
		転用の可能性	説明
		☐ 可能性がある	
		☒ 可能性がない	

	C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定	(温室効果ガス排出源・吸収源) <table border="1"> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス 地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>なし</td> </tr> </table> リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。 <table border="1"> <tr> <th>リーケージの種類</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>なし</td> </tr> </table> (温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準) <table border="1"> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒ 使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし	リーケージの種類	説明	☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	なし	☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	なし	温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明	☐ 使用		☒ 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源	説明																			
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス																			
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし																			
リーケージの種類	説明																			
☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	なし																			
☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	なし																			
温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明																			
☐ 使用																				
☒ 使用しない																				
C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確かなデータの使 用	(吸収量の定量化における不確かなデータの使用) <table border="1"> <tr> <th>不確かなデータの使 用</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 使用する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒ 使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	不確かなデータの使 用	説明	☐ 使用する		☒ 使用しない													
不確かなデータの使 用	説明																			
☐ 使用する																				
☒ 使用しない																				

	C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源	(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する) <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="547 369 866 512">モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</th> <th data-bbox="866 369 1396 512">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="547 512 866 562">☐ 存在する</td> <td data-bbox="866 512 1396 562"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 562 866 613">☒ 存在しない</td> <td data-bbox="866 562 1396 613"></td> </tr> </tbody> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	☐ 存在する		☒ 存在しない	
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明							
☐ 存在する								
☒ 存在しない								
C.6 モニタリングプロットの設定	(モニタリングプロットの設定方法に関する記述) 尾根筋、谷といった地形条件等を考慮し、平均的な林況の箇所に設定。 1 モニタリングプロットS1を設定する森林は、樹種はスギ、面積は 3.57ha である。当該森林は、南西向斜面であり、このエリア内の平均的な林況の箇所にモニタリングプロットを設定する。 2 モニタリングプロットH1を設定する森林は、樹種はヒノキ、面積は 8.74ha である。当該森林は、南西向斜面であり、このエリア内の平均的な林況の箇所にモニタリングプロットを設定する。 3 モニタリングプロットS2を設定する森林は、樹種はスギ、面積は 2.22ha である。当該森林は、南向斜面であり、このエリア内の平均的な林況の箇所にモニタリングプロットを設定する。 4 モニタリングプロットS3を設定する森林は、樹種はスギ、面積は 2.14ha である。当該森林は、北向斜面であり、このエリア内の平均的な林況の箇所にモニタリングプロットを設定する。 5 モニタリングプロットH2を設定する森林は、樹種はヒノキ、面積は 4.97ha である。当該森林は、北東向斜面であり、このエリア内の平均的な林況の箇所にモニタリングプロットを設定する。 (モニタリングプロットに対応した資料の準備) モニタリングプロット設定位置図は資料3-3のとおり。							

C.7 備考		なし
--------	--	----

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他

D.1 関連する許認可及び関連法令

当プロジェクト対象地は、森林法第 5 条に規定された森林である。関連する許認可及び関連法令については次のとおりである。

- 森林施業計画 いの町長 認定番号 22-1-1 (変 1-23)
 - 一部が水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されている。
- なお、プロジェクト実施に係る許認可関係の書類は別添資料のとおり。
(資料 1 - P)

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	☐	☒ 第 9 条森林所有者としての責務 ☐ その他(具体的に:)
2	森林法	☐	☒ 第 5 条地域森林計画 ☒ 第 11 条森林施業計画 ☒ その他(具体的に: 保安林制度)
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 (間伐等促進法)	☐	☒
4	種の保存法	☒	☐
5	鳥獣保護法	☒	☐
6	騒音規制法	☒	☐
7	景観法	☒	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☒	☐
9	環境影響評価法	☒	☐
10	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	☒	☐

D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	当町においては、町有林整備について、森林施業計画に基づき、森林組合等への委託により、森林整備を進めており、今後とも適正な管理に努めることとしている。 森林施業計画対象森林において、協働の森づくり事業の協賛企業である(株)加寿翁については、高知県 CO2 吸収認証制度の CO2 吸収証書の発行を希望していることから、当該協定林は当プロジェクト対象地とはしていないが、当プロジェクトの内容及び森林整備計画の遵守についての理解を得ているところである。また、分収林についても当町以外に権利を有する者から当プロジェクト参加の確認を得られていないことから当プロジェクト対象地とはしていないが、森林施業に関しては分収林契約に基づいているものであることから、プロジェクト期間終了後 10 年間の永続性は担保されているものである。
D.3 その他特記事項	なし